

(様式第 56 号の 1) (農地等を転用する面積が 4ha を超える案件の場合)

## 処分又は命令書

番 号  
年 月 日

違反転用者 (住所)  
(氏名)

千葉県知事

印

農地法第 51 条第 1 項の規定により次のとおり処分する (又は措置することを命ずる)。

処分又は命令の内容	
原状回復等の措置の履行期限	年 月 日
処分又は命令を行う理由	

- (注) 1 原状回復等の措置の履行を完了したときは、遅滞なくその旨を書面により農業委員会を經由して当職あて届け出ること。
- 2 原状回復等の措置の履行期限までに完了することができなかつたときは、その理由及び原状回復等の措置の履行状況についての報告書を農業委員会を經由して当職あて提出すること。
- 3 原状回復等の措置の履行期限までに正当な理由がなくてこの命令に従わなかつたときは、農地法第 51 条第 3 項の規定により「命令に従わなかつた旨」、「命令に係る違反転用に関係する土地の所在等」、「命令に係る違反転用の内容」、「命令の内容等」、「命令を受けた者の氏名 (法人の場合はその名称及び代表者の氏名)」について公表することがある。
- 4 履行期限までに原状回復等の措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないときは、農地法第 51 条第 4 項の規定により原状回復等の措置の全部又は一部を当職において行うことがある。
- 5 当職において原状回復等の措置の全部又は一部を行った場合には、その費用を貴殿 (御社) から徴収することがある。

### 「教示」

- 1 この処分に不服があるときは、地方自治法第 255 条の 2 の規定により、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に名宛人を農林水産大臣とした審査請求書 (行政不服審査法第 19 条第 2 項に規定する事項を記載しなければなりません。) 正副 2 通を農林水産大臣に提出して審査を請求することができます (なお、処分があつたことを知った日から 3 月以内であっても、処分のあつた日の翌日から起算して 1 年を経過したときは審査請求をすることはできません。)

なお、審査請求書は、当知事を經由して農林水産大臣に提出することもできますし、また、直接農林水産大臣に提出できますが、直接提出する場合にはなるべく埼玉県さいたま市中央区

新都心2-1さいたま新都心合同庁舎2号館 関東農政局長に提出して下さい。

- 2 この処分の取消しを求めるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、千葉県を被告として（訴訟において千葉県を代表する者は千葉県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日から6箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。

ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

（記載要領）

- 1 処分を行う場合又は行為の停止を命ずる場合には、「原状回復等の措置の履行期限」欄には記載する必要はない。
- 2 「（注）」は、原状回復等の措置を講ずる旨の命令を行う場合に記載する。